



みたか体協だより

發行 三鷹市體育協會

会長 清水 紘子

編集 広 報 部

2008年9月 復刊 第8号

元 181-0014 東京都三鷹市野崎 1-1-1

TELE : FAX : 0422(43)2500

<http://www.mitaka-taikyo.com/>
e-mail:qqr38y9@fancy.ocn.ne.jp

基本方針

関及び体育関係諸団体との総合連携のもと、三鷹市の体育並びにスポーツ・レクリエーション活動を振興奨励し、市民が自主的にその適正や健康状態に応じて、スポーツに親しむ事ができる市民スポーツを推進します。また、自らの健康・体力に応じてその維持増進を図り、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与し、「スポーツを生活の中に」を目標とした生涯スポーツを継続して推進します。

ジ」を柱とした生涯スポーツの推進に、そして自らの日常生活のサイクルにスポーツを取り入れ、健康状態や運動能力に応じた適切なスポーツ活動を楽しみ、生きがいの持てる市民スポーツの普及奨励に努力してまいります。

また、体育協会の組織拡充については、法人化を含めた体育協会自体の組織強化を図るとともに、市内の未加盟スポーツ団体に対して当協会加盟の働きかけを、諸般の機会や場を捉えて進めてまいります。

- | | | | | | | | | | |
|----|---------------------|----|---------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|------------------|
| 5. | スポーツに親しむ、市民
向と育成 | 4. | ジュニア層のスポーツ指
導者育成 | 3. | 次世代へ向けた指導者の
育成 | 2. | 加盟団体会員の自己研鑽
研究 | 1. | 機能強化に向けた調査
研究 |
|----|---------------------|----|---------------------|----|-------------------|----|-------------------|----|------------------|

市では、市民が心身ともに健康で活力ある街づくりをめざす中で、誰もがスポーツや、レクリエーションを楽しみ、活動を通じて市民相互の交流を図ることができるようになります。

平成20年度の事業計画

事業目標　を捉えて進めてまいります。　市民スポーツの発展　新たな歩みを

三鷹市教育委員会教育部
生涯学習担当部長 岡崎温

平成25年には東京国体の開催です。

三鷹市体育協会の加盟団体は、現在34団体、1育成団体となつております。これらの団体が、組織をあげて市民皆スポーツを目標に「健康・さわやか・ふれあい・チャレン

- 指導者の養成に努めるべく次の事業目標を掲げました。

いよいよスポーツの秋で
す。日頃から、三鷹市体育
協会の皆様方には、三鷹市
市民スポーツ発展のために、
原動力としてご尽力いただ
いており、心から感謝申し

「健康・さわやか・ふれあい・チャレンジ」を合言葉とした活動が、協会設立50周年の節目を超えて、さらに広がることを期待いたしております。

評議員会で承認された事業内容と予算

平成20年4月24日に開催された評議員会において、平成20年度事業計画と予算が審議され、承認議決された内容は次の通りです。

平成20年度の事業計画

- ① 市民体育・スポーツに関する事業
- ② 加盟団体の年間行事推進
- ③ 第58回市民体育祭スポーツ大会の実施
- ④ 第17回市民駅伝大会の実施
- ⑤ 種目別少年スポーツ大会の実施
- ⑥ 体力測定会の実施
- ⑦ 第68回国民体育（東京国体）への協力
- ⑧ 第31回オリンピック競技大会（東京都）招致への協力
- ⑨ 体育・スポーツ振興に関する事業
- ⑩ スポーツ指導員養成講習会・研修会の充実及び派生事業
- ⑪ 矢吹町とのスポーツ交流等への派遣
- ⑫ 4 スポーツ交流に関する事業

遣方策等の検討
習会等の実施

② スポーツ教室、初心者講師・管理者の派遣
③ スポーツ少年団、ジュニア層の育成

- ④ ジュニア育成地域推進事業の継続実施
- ⑤ 市老連等主催の高齢者健康保持事業への協力
- ⑥ 派遣に関する業務
- ⑦ 第42回東京都市町村総合体育大会への派遣
- ⑧ 第61回都民体育大会春季大会への派遣
- ⑨ 第62回都民体育大会春季・冬季大会への派遣
- ⑩ 平成20年度都民生涯スポーツ大会への派遣
- ⑪ 第20回都民スボレクふれあい大会への派遣
- ⑫ 諸様式の整備
- ⑬ 加盟団体との連携及び活動内容の把握
- ⑭ 会報の発行及び市民体育祭スポーツ大会広報の継続
- ⑮ 賛助会員の確保

② の実施
② 体育協会加盟団体及び関係団体との新春懇親会や

③ ボーリング大会の実施
③ 三鷹市体育指導委員協議会とのスポーツ交流会の実施

- ⑯ ① 三鷹市教育委員会功労者の表彰
- ⑰ ② 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦
- ⑱ ③ 東京都市町村体育協会連合会功労者表彰の推薦
- ⑲ ④ 東京都体育協会功労者・優良団体表彰の推薦
- ⑳ ⑤ 都教育委員会・都知事・文部科学大臣表彰の推薦
- ㉑ ⑥ 上部団体（都体育協会・市町村体育協会連合会）行政委員会への役員派遣
- ㉒ ⑦ 法人化に向けた委員会（三役）での調査・研究の取り組み
- ㉓ ⑧ 加盟団体の把握（総会資料・現況届提出）
- ㉔ ⑨ 専門部会の活性化と専門部相互の連携による左記事項への取り組み
- ㉕ ⑩ 強化の検討
- ㉖ ⑪ 受託事業の実施
- ㉗ ⑫ 清涼飲料水、水泳帽子の販売

② の実施
② 活用

③ ① 三鷹市体育協会功労者の表彰
③ ② 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦
③ ③ 東京都市町村体育協会連合会功労者表彰の推薦
③ ④ 東京都体育協会功労者・優良団体表彰の推薦
③ ⑤ 都教育委員会・都知事・文部科学大臣表彰の推薦
③ ⑥ 上部団体（都体育協会・市町村体育協会連合会）行政委員会への役員派遣

② の実施
② 活用

③ ① 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦
③ ② 三鷹市教育委員会功労者の表彰

② の実施
② 活用

③ ① 三鷹市体育協会功労者の表彰
③ ② 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦
③ ③ 東京都市町村体育協会連合会功労者表彰の推薦
③ ④ 東京都体育協会功労者・優良団体表彰の推薦
③ ⑤ 都教育委員会・都知事・文部科学大臣表彰の推薦
③ ⑥ 上部団体（都体育協会・市町村体育協会連合会）行政委員会への役員派遣

② の実施
② 活用

③ ① 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦
③ ② 三鷹市体育協会功労者の表彰

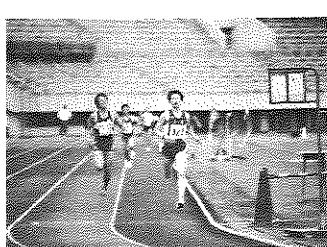
② の実施
② 活用

③ ① 三鷹市体育協会功労者の表彰
③ ② 三鷹市教育委員会功労者の優良団体表彰の推薦

スポーツ安全保険

1000万人のガンバリサポート!!

日本スポーツ安全協会 東京都支部



過去、3連勝の実績があり、今回も久しぶりの800mレース。ラスト300

君こそ主役だ！

2013東京国体

第61回都民体育大会

陸上競技大会

吉田圭吾選手 800m 優勝
第61回都民大会は、平成20

三鷹市体育協会規約

昭和32年7月24日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、三鷹市体育協会（以下「体協」という。）という。

(事務所)

第2条 体協の事務所は、三鷹市野崎1丁目1番1号 三鷹市立第1体育館内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 体協は、三鷹市における体育、スポーツ・レクリエーション（以下「スポーツ」という。）を振興して三鷹市民の体位向上をはかり、スポーツ精神の涵養と市民相互の融和ならびに社会文化の発展に寄与することを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 体協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

三鷹市民（在勤、在学を含む。）のスポーツ活動の振興をはかるため体協の基本の方針を審議し、確立すること。

- (1) スポーツ活動に関して三鷹市およびその関係機関に意見を述べまたはその施策等に協力すること。
- (2) 加盟団体の強化発展ならびに相互の連絡融和に関すること。
- (3) スポーツ大会、講習会その他スポーツ活動に関する各種事業の実施、参加ならびに援助に関すること。
- (4) スポーツ活動の啓発奨励をはかること。
- (5) スポーツ活動に関する調査、研究、および情報の提供ならびに資材の斡旋に関すること。
- (6) スポーツ施設の整備促進に関すること。
- (7) スポーツ少年団の育成援助に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業。

第4章 組織

(組織)

第5条 体協は、三鷹市全地域を構成範囲として組織されたスポーツ団体で、体協に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）および体協の目的に賛同して加入了賛助会員ならびに協力会員をもって組織する。

(加盟)

第6条 体協に加盟しようとする団体は、別に定める規程にもとづき加盟願を提出し、理事会の承認により仮加盟し、評議員会の議決を経て加盟団体となることができる。

- 2 賛助会員および協力会員は、理事会の承認で加入することができる。

(脱退、休止および除名)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の同意を得なければな

らない。

2 加盟団体が休止しようとするときは、その理由と期間を付して休止届を提出し、理事会の同意を得なければならない。

3 加盟団体が本規約を遵守しないとき、または体協の事業に積極的に協力しない場合は、理事会の承認を得てその権利を停止し、その日から6ヶ月以降に開催される評議員会までに、改善が認められない場合には、評議員会の議決を得て除名することができる。

(外郭団体)

第8条 体協の目的に従い、青少年のスポーツ振興による心身の健全な育成に資するためスポーツ少年団本部を置く。

2 スポーツ少年団本部に関する規程は、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第9条 体協に次の役員を置く。

- ① 会長1名 ② 副会長3名 ③ 監査役2名
- ④ 理事長1名 ⑤ 副理事長1名
- ⑥ 常任理事若干名 ⑦ 理事若干名

(正副会長)

第10条 会長および副会長は、評議員会で選任する。

- 2 会長は、体協を代表し会務を統括するとともに評議員会を招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはあらかじめ定められた順位によりこれを代行する。

(監査役)

第11条 監査役は、評議員会で選出する。

- 2 監査役は、体協の事業および会計を監査する。

(理事)

第12条 理事は、各加盟団体毎およびスポーツ少年団本部で推薦する1名を会長が委嘱する。

- 2 会長は、必要に応じて賛助会員、協力会員ならびに学識経験者の中から若干名の理事を委嘱することができる。
- 3 理事は、理事会を構成し会務について協議する。

(常任理事)

第13条 常任理事は、理事の互選により若干名を選出する。

- 2 常任理事は、常任理事会を構成して会務を執行し、正副理事長候補者を推薦するほか、専門部会をそれぞれ統括する。

(正副理事長)

第14条 理事長、副理事長は常任理事会が推薦し、理事会の承認を得て選出する。

- 2 理事長に選出された加盟団体は、理事1名を補充推薦する。
- 3 理事長は、理事会を代表して会務を処理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときはこれを代行する。

(顧問および参与)

第15条 体協は、必要に応じて顧問または参与をおき、理事会で推薦し会長が委嘱する。

- 2 顧問または参与は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(評議員会)

第16条 体協に評議員をおき、加盟団体からそれぞれ2名を選出し、賛助会員および協力会員の中から理事会において若干名を選出する。

- 2 評議員は、評議員会を構成し次の事項について議決または承認する。
- (1) 事業計画および事業報告。
 - (2) 予算および決算。
 - (3) 正副会長および監査役の選出。
 - (4) その他、体協の運営にかかわる重要な事項。

(任期)

第17条 役員および評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充による任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会議

(会議)

第18条 体協の会議は、次のとおりとする。

- ① 評議員会
- ② 理事会
- ③ 常任理事会
- ④ 三役会

(評議員会)

第19条 評議員会は、毎年1回定期に会長が招集する。会長が必要と認めた場合、または評議員の3分の1以上から目的を示して請求があった場合は、評議員会を招集する。

- 2 評議員会の議長および書記は、別途定められた順番で行う。
- 3 評議員会は、全評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、同一議題について再度召集した場合はこの限りでない。
- 4 評議員会に、やむを得ず出席できない評議員は、その選出加盟団体の役員を代理出席させることができる。
- 5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数以上の賛同により決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および理事をもって構成し、評議員会に次ぐ議決機関とし、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 理事会の議長は、原則として副理事長がこれにあたる。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事で構成し、必要に応じて理事長が招集する。

- 2 常任理事会の議長は、原則として副理事長がこれにあたる。
- 3 常任理事会は、評議員会および理事会の決定事項を執行する。

(三役会)

第22条 三役会は、正副会長および正副理事長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 三役会は、理事会、常任理事会、その他体協運営に関する重要な事項を事前に協議し、意見の統一をはかる。
- 3 三役会に必要と思われるときは、専門部会長を加えることができる。

(準用)

第23条 第19条第3項および第4項は、理事会および常任理事会の会議に準用する。ただし、常任理事会の代理出席は認めない。

(専門部会)

第24条 専門部会に関する規程は、理事会が別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

第25条 体協の業務を遂行するため、事務局を設け職員を置く。

- 2 事務局および職員に関する規程は、理事会が別に定める。

第8章 嘉賞

(表彰)

第26条 体協に貢献し、その功績が顕著であるものについて、理事会の承認を得て表彰する。

- 2 前項の表彰に関する規程は、別に定める。

(会員の除名)

第27条 体協の会員で、スポーツ精神に甚だしく違背し、または体協の名誉を著しく汚した者は、理事会の決定により除名することができる。

第9章 会計

(経費)

第28条 体協の運営経費は、次に掲げる収入によるものとする。

- ① 会費収入
- ② 補助金および委託金収入
- ③ 寄付金収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(会費)

第29条 体協の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 入会金 加盟1団体 | 10,000円 |
| ② 年会費 1団体年度額 | 5,000円 |
| ③ 普通会費 加盟団体構成員1人年度 | 100円 |
| ④ 賛助会費 | 1,000円以上 |

(会計年度)

第30条 体協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 予算および決算

(予算および決算)

第31条 体協の予算は理事会で編成し、年度当初に評議員会の議決により定め、決算は、年度終了後に、監査役の監査を受け、理事会を経て評議員会の承認を得なければならない。

第11章 雜則

(規約の変更)

第32条 体協の規約は、評議員の出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(委任)

第33条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(附則)

本規約は、昭和32年7月24日から施行する。

この規約は、平成19年4月26日一部改定し、実施する。

多摩島しょ地区中心に開催

mでトップにたち、残り100mでラストスパート堂々の優勝。レースのうまさが光つていました。

久しぶりに1分台がでたかと思われましたが、00秒07及ばずちょっと惜しいレースでした。

編集後記

この体協だよりは、今回で復刊第8号を迎えました。

今年は、体育協会の評議員会が4月に行われ、その中で今年度の事業決定がなされました。毎年継続して行う事業が主であります。継続が力となることを願いました期

第61回都民体育大会の成績

陸上	男子800m個人優勝
サッカー	男子2回戦敗退
テニス	男子3回戦敗退、女子2回戦敗退
バレーボール	男子準決勝に進み第3位、女子1回戦敗退
バスケットボール	男子1回戦敗退
ソフトテニス	男子2回戦敗退、女子1回戦敗退
卓球	男子1回戦敗退、女子1回戦敗退
軟式野球	3回戦敗退
馬術	24地区参加15位
バドミントン	男子2回戦敗退、女子1回戦敗退
弓道	男女とも健闘されました
ソフトボール	男子ベスト8
クレー射撃	男子健闘されました
剣道	1回戦敗退
アーチェリー	男子総合20位、女子個人第2位
なぎなた	2回戦敗退
ボウリング	男女とも健闘されました
ゲートボール	男女とも健闘されました
ダンススポーツ	決勝進出第5位

待するものであります。

広報部会の集まりも容易ではありませんが、今回は、9月に発行いたらと思う次第です。中にはこの体協だよりの発行に批判的な意見を聞くことがあります、続けることで価値を見出せるものと信じております。どうぞ協力お願いします。

オリンピックは平和の祭典であります。今回は、北京で行われておりますが、政治、宗教は抜きにしてもらいたいといつも思います。市民体育祭ももうすぐです。スポーツを通して楽しく愉快な人生を送りたいものです。

広報部長 小沢寛恭

平成20年度「みたか生涯スポーツ教室」実施希望一覧表

	合 気 道 連 盟	なぎなた連盟	卓 球 連 盟	インディアカ連盟
名 称	合気道・生涯スポーツ教室	なぎなた初心者教室	初心者・中級者の卓球教室	インディアカ教室
日 程	5/3、6/7、 7/5、8/2、 9/6、10/4、 11/1、12/6	9/17・24、 10/1・8・15	9/20・27、 10/4・18・25	9/4・11・18・25
回 数	毎月第一土曜日の8回	毎週水曜日の5回	毎週土曜日の5回	毎週木曜日の4回
受 付	PM5時	PM12時	AM8時30分	PM6時30分
教 室 時 間	PM5時30分～ 6時30分	PM12時30分～ 2時30分	AM9時～12時	PM7時～9時
指 導 者 数		指導者1名、補助2名		
対 象	三鷹市民（在学・在勤を含む）対象で30歳以上の方	三鷹市民（在学・在勤を含む）対象で小・中・高生、一般	三鷹市民（在学・在勤を含む）対象で高校生以上	三鷹市民（在学・在勤を含む）対象
募 集 人 数	15名	30名	40名	30～40名
	第2体育館	連雀コミュニティ・センター	第1・第2体育館	第1体育館
参 加 費	無料	無料	無料	無料
費 用	無料	無料	ボール代300円×5回	無料
教 室 内 容	合気道の基本から護身術まで行う。	参加者全員になぎなたの理念やルールを説明し、規律・礼儀・信義を大切にしながら「演技競技」を身に付けさせる。レベルの高い人には、「試合競技」も含めながら講習を実施していく。	基本姿勢、基本のフォームを理解させ、返球するコントロールをつけて、反復練習、応用練習を行い精神集中力を身に付けさせる。	インディアカの紹介、実技講習、模擬試合等（初心者～中級）を行う。
申込方法	往復はがき	電話先着順	電話先着順	直接会場
補 助 金	¥45,000円	¥45,000円	¥45,000円	¥45,000円

平成 20 年度三鷹市体育協会の一般会計予算の概要

収入の部

単位：円

項	目 節	本年度予算額	前年度予算額	増△減	19 年度決算
前年度繰越金		3,605,767	4,411,550	△ 805,783	4,411,550
会費		870,000	863,000	7,000	881,900
	普通会費	700,000	692,000	8,000	698,900
	年会費	160,000	160,000	0	160,000
	賛助会費	10,000	1,000	9,000	13,000
	入会金	0	10,000	△ 10,000	10,000
補助金		16,449,317	16,950,000	△ 500,683	16,950,000
	市費補助金	16,249,317	16,750,000	△ 500,683	16,750,000
	都体協補助金	200,000	200,000	0	200,000
事業収益金		2,087,960	2,087,000	960	2,324,331
受託事業収入		4,240,300	3,510,000	730,300	3,083,012
寄付金		10,000	10,000	0	0
雑収入		9,450	9,450	0	28,519
収入合計		27,272,794	27,841,000	△ 568,206	27,679,312

支出の部

単位：円

項	目 節	本年度予算額	前年度予算額	増△減	19 年度決算
運営費		674,000	141,000	533,000	104,967
事業費		10,726,000	11,226,000	△ 500,000	9,619,811
	市内競技費補助	990,000	990,000	0	990,000
	派遣事業費補助	2,280,000	2,280,000	0	2,010,100
	事業費補助	7,456,000	7,956,000	△ 500,000	6,619,711
	市民体育祭スポーツ費	4,356,000	4,356,000	0	3,806,173
	種目別少年スポーツ費	1,352,000	1,352,000	0	1,154,442
	歩行力測定会費	121,000	121,000	0	146,984
	指導者研修費	147,000	147,000	0	63,100
	体育交流費	365,000	365,000	0	285,000
	市民体力測定費	70,000	70,000	0	16,800
	交流費	318,000	318,000	0	93,792
	表彰費	40,000	40,000	0	25,260
	スポーツ指導員講習会費	192,000	192,000	0	115,500
	スポーツ初心者講習会費	400,000	400,000	0	340,000
	広報誌発行費	95,000	95,000	0	72,660
	50周年記念事業	0	500,000	△ 500,000	500,000
労務費		8,182,555	8,246,000	△ 63,445	7,804,367
事務費		1,050,000	1,000,000	50,000	668,270
備品費		50,000	0	50,000	0
収益事業費		40,000	40,000	0	13,200
受託事業費		4,240,300	3,349,000	891,300	2,779,430
積立金	事業積立金	1,500,000	2,625,000	△ 1,125,000	2,625,000
交際費		100,000	100,000	0	45,600
分担金		246,000	220,000	26,000	245,630
返還金	市補助金返還金	380,000	91,000	289,000	90,140
支出合計		27,188,855	27,038,000	△ 150,855	23,996,415
予備費		83,939	803,000	△ 719,061	77,130
次年度繰越金					3,605,767
合計		27,272,794	27,841,000	△ 568,206	27,679,312